

税の申告納税は
お早めに！

2月16日(火)～3月15日(火)

所得税などの申告準備は できていますか？

平成27年分の所得税および復興特別所得税の確定申告と平成28年度市県民税の申告相談・受付が、2月16日(火)から始まります。申告期間中、草津税務署のほか、市の会場で申告相談・受付を行います。なお、所得税および復興特別所得税の還付申告は、2月15日(月)以前でも税務署で受け付けています。

所得税・復興特別所得税の確定申告

所得税および復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続きです。

■給与所得者の確定申告

給与所得者は、所得税および復興特別所得税が源泉徴収されていますが、確定申告が必要な場合や、申告すると源泉徴収された税金が還付される場合があります。

●申告をしなければならない人

- (1)平成27年分の給与収入金額が2,000万円を超える人
- (2)給与を1か所から受けていて、給与所得以外の所得の合計金額が20万円を超える人
- (3)給与を2か所以上から受けている人など

●申告をすれば税金が還付される人

- (1)平成27年中に一定の要件で住宅を取得、入居し、住宅ローンのある人
- (2)平成27年中に多額の医療費を支払ったため、医療費控除を受ける人
- (3)災害、盗難に遭ったため、雑損控除を受ける人
- (4)年の途中で退職し、年末調整を受けていない人など

■事業、不動産、譲渡、雑所得などがある人の確定申告

事業（営業等・農業）、不動産、譲渡、雑所得などがある人で、平成27年中の所得の合計金額が所得控除の合計額を超えている人は、確定申告が必要です。

市県民税の申告

●申告が必要な人

- (1)平成28年1月1日現在、本市に住所を有する人で平成27年中に所得があった人
- (2)国民健康保険や後期高齢者医療保険の加入者は、所得がなくても申告が必要です。
- (3)各種福祉サービスを受ける人や所得証明書が必要な人は、所得がなくても申告が必要な場合があります。

●申告をしなくてもよい人

- (1)確定申告をする人
- (2)平成27年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所に給与支払報告書の提出があった人

公的年金等を受給している人の申告

平成23年分の申告から、次の①と②の両方に該当する人は、所得税および復興特別所得税の確定申告が不要になりました。ただし、市県民税の申告が必要な場合があります（所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告書を提出してください）。

- ①公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下
- ②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

※源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている人は確定申告が必要です。

その他注意事項

■ふるさと納税ワンストップ特例

平成27年4月から12月末までの間にふるさと納税をされた人で、寄附金税額控除に係る申告特例（ワンストップ特例）の制度を利用する人は確定申告は不要です。

制度を利用するためには、寄附先の市町村に、寄附金税額控除に係る申告特例申請書を平成28年1月10日までに提出している必要があります。

また、6か所以上に寄附をされた場合はワンストップ制度は利用できず、確定申告が必要となりますので、ご注意ください。

■マイナンバー（個人番号）の確認

確定申告の際、マイナンバー（個人番号）の記載が必要になるのは以下の場合です。

申告年（年度）	申告期間	記載の要否
平成27年分（平成28年度）	平成28年2月16日（火）～3月15日（火）	記載は不要
平成28年分（平成29年度）以降	平成29年以降	記載が必要

※マイナンバー（個人番号）の取扱いについては、国の方針などにより変更になる場合があります。

申告会場

■草津税務署での申告

期間…2月16日（火）～3月15日（火）の月～金曜日、および2月21日（日）、2月28日（日）

※還付申告は、申告期間前でも受け付けています。

※草津税務署の駐車場は2月1日から3月15日までご利用いただけません。公共交通機関をご利用ください。

※草津税務署の相談会場は、多数の来場者があった場合、時間内でも終了する場合があります。

■市の申告相談会場での申告

市では、8ページの表のとおり各会場を巡回し、申告相談を受け付けます。

※市役所税務課窓口では相談受付は行いませんのでご注意ください。

※土地や株式の譲渡所得、事業所得、不動産所得などがある人（公的年金等の受給者で、確定申告が不要になる人は除く）、また住宅借入金等特別控除を受ける1年目の確定申告は、草津税務署で申告してください。

■日曜日の申告相談（市役所）

申告期間中、2月21日、2月28日に限り、申

告相談を実施します。

※日曜日は大変混雑し、待ち時間が長くなることが予想されますので、あらかじめご了承ください。

申告に必要なもの

- 印鑑（認印）
- 源泉徴収票（給与所得や年金所得のある人。コピー不可。）
- 収支内訳書や青色申告決算書（事業所得や不動産所得がある人）
- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書など
- 生命保険料、地震保険料などの支払額の証明書
- 医療費の明細書と領収書、保険などで補填された金額の分かるもの（医療費控除を受ける人。あらかじめ、医療費の合計額を計算し、明細書を作成してください。）
- 家屋（土地）の登記事項証明書、売買（請負）契約書の写し、住民票、借入金の年末残高証明書（住宅借入金等特別控除を受ける人）
- 還付先の口座番号などがわかるもの（所得税および復興特別所得税が還付になる人。本人名義に限る）

◎税理士による無料相談（譲渡所得のある人は利用できません。）

問合せ…草津税務署 ☎562-1315

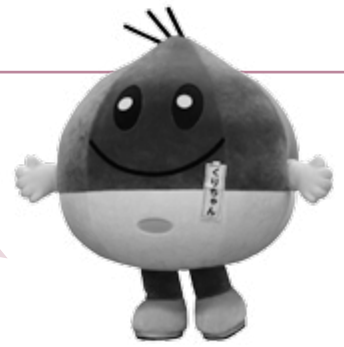
開設日	受付時間	開設場所
2月17日（水）	9:30～12:00	栗東市商工会館 （JR手原駅前、栗東市手原三丁目1-25）
3月1日（火）	13:00～15:30	

◎インターネットでの作成が便利！国税庁ホームページをご利用ください（<http://www.nta.go.jp>）

- 「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、簡単に申告書が作成できます。
- 確定申告書などの用紙がダウンロードできます。
- 所得税および復興特別所得税や申告手続きなどについてのQ&Aがご覧いただけます。



9時～15時、下記の日程で
申告相談を行っています。



■市の申告相談日程 受付時間 9時～15時

月 日	申 告 会 場	受 付 対 象 自 治 会
2月16日(火)	コミセン治田西 (1階)	小柿(一区・二区・三区)・日の出町・中沢・中沢団地・中沢グローバル
2月17日(水)		下鈎(甲・乙・糠田井)・湖南平・北浦団地
2月18日(木)	コミセン治田(2階)	岡・目川・目川住宅・坊袋・旭町・新屋敷・小柿四区
2月19日(金)	市役所 (2階)	下戸山・下戸山親交・下戸山グリーンハイツ・ リバティーヒル下戸山・上鈎・上鈎住宅
2月21日(日)		栗東市全域
2月22日(月)		川辺・川辺住宅・川辺県営住宅・灰塚・平葉・川辺グリーンタウン
2月23日(火)	コミセン金勝 (2階)	山入・辻越・蔵町・中村・トレセン
2月24日(水)		上向・下向・川南・中浮気団地・東坂・観音寺
2月25日(木)		美之郷・浅柄野・雨丸・ルモンタウン・片山・走井・成谷・井上
2月26日(金)	コミセン治田東 (1階)	安養寺(団地・一区・東・西・南区・北区・レークヒル)・赤坂・ 日吉が丘
2月28日(日)	市役所 (2階)	栗東市全域
2月29日(月)		手原・手原団地・大橋・大橋住宅
3月1日(火)	コミセン大宝東 (ウイングプラザ3階)	蜂屋・野尻・リソシエ栗東グランディス・グレースィ栗東エクサーブ・ ジオコート栗東・ルネスピース栗東ステーションスクエア・縹東・ 縹南・ウイングビュー・リーデンススクエア・ネバーランド・ エスリード栗東
3月2日(水)		縹(北出・南出・七里・花園・成和・南橋)・西浦・円田団地・ 大宝団地・エスリード栗東第2・グレースィ栗東(オーブ・ ビステージ・セレージュ・デュオ)・サーパス栗東駅前・苅原・ 市川原・笠川・エスリード栗東駅前パークレジデンス
3月3日(木)	コミセン葉山 (2階)	辻・小坂・今土・葉山団地
3月4日(金)		宅屋・中・出庭・清水ヶ丘
3月7日(月)	コミセン葉山東 (2階)	伊勢落・穴地蔵・穴地蔵団地
3月8日(火)		林・小野・栗東ニューハイツ・北尾団地
3月9日(水)	コミセン大宝西 (1階)	霊仙寺・霊仙寺住宅・海老川・北中小路
3月10日(木)		小平井(一区・二区・三区・四区・五区・香鳥)・十里・美里・明日香
3月11日(金)	市役所 (2階)	栗東市全域
3月14日(月)		
3月15日(火)		

※市役所税務課窓口では、相談受付は行いません。

※自治会により割り振りをしていますが、指定の日に都合が悪いときは、他会場へお越しください。

※市の申告会場では、確定申告書の控えに受付印を押すことはできません。受付印の押印を希望する人は、税務署へ直接提出してください。

※市の会場で確定申告をする場合、申告の手引きなどで「添付または提示」とされている証明書、領収書などは申告書に添付していただきます。

問合せ…税務課 市民税係 ☎551-0106 FAX 551-2010

栗東市「暮らしの便利帳」を配布

市では、多くの皆様のご協力により、市役所で行う各種手続きの行政情報をはじめ、市内の見所や魅力などを掲載した栗東市「暮らしの便利帳」を官民協働により作成しました。

冊子は、協働発行事業者により2月下旬から、各世帯に配布されますので、手元に保管して、日常生活のガイドブックとしてご利用ください。

今後は、転入者に配布するほか、電子書籍版として、パソコンやスマートフォンなどでもご覧いただけます。

問合せ…広報課 広報・広聴係

☎551-0641 FAX 554-1123



「障害者差別解消法」が4月から始まります

■「障害者差別解消法」とは？

この法律は、国・県・市などの行政機関や会社・お店などの民間事業者における障がい者を理由とした差別をなくし、すべての人が障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくることを目的としています。

■障がいを理由とした差別とは？

この法律により、障がいのある人に対する「不当な差別的取り扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます。

- 不当な差別的取り扱い…正当な理由もなく、障がいがあるということを理由にサービスなどの提供を拒否したり、制限したりすることなど。
- 合理的配慮の不提供…障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合に、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁（※1）を取り除くために、必要で合理的な配慮（※2）を行わないこと。

- ※1.社会的障壁…障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるもの。例えば、通行や利用しにくい設備や施設、利用しにくい制度、障がいのある人に配慮をしていない慣習、文化、障がいのある人への偏見など。
- ※2.合理的配慮…どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

＜合理的配慮の例＞

- ・車椅子の人が乗り物に乗る時に手助けをする。
- ・障がいのある人の障がい特性に応じた手段（筆談、読み上げなど）で対応する。

障がいのある人への合理的配慮は、行政機関には法的な義務が生じますが、会社やお店などの民間事業者には努力義務となっています。しかし、障がいを理由とする差別を解消することは、社会全体の責務です。

一人ひとりがこの法律を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくっていきましょう。

問合せ…障がい福祉課 障がい福祉係

☎551-0113 FAX 553-3678

平成28年度から5年間の指定管理者を指定

詳しくは、施設担当課まで問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

施設名	指定管理者名	施設担当課
栗東芸術文化会館（さくら）	(株)ケイミックス	スポーツ・文化振興課 ☎ 551-0318 FAX 552-5544
栗東市体育施設等（栗東市民体育館ほか8施設）	公益財団法人 栗東市体育協会	
栗東農畜産物処理加工施設（道の駅アグリ郷栗東）	アグリ郷栗東(株)	
栗東市立農林業技術センター	滋賀南部森林組合	農林課 ☎ 551-0124 FAX 551-0148
栗東市立自然活用総合管理棟（道の駅こんぜの里りっとう）		
こんぜの里バンガロー村		
栗東市立森林体験交流センター（森遊館）		
栗東市立自然体験学習センター（森の未来館）		
栗東シルバーワークプラザ	公益社団法人 栗東市シルバー人材センター	経済振興労政課 ☎ 551-0104 FAX 551-0148

本の楽しさを広めたい！－図書館の取組み－

おはなし会



西館のおはなしタイム。出入りも自由にできます。

子どもたちに本の楽しさを伝えるため、定期的なおはなし会を実施しています。

「おはなしタイム」は、児童コーナーの一角での絵本の読み聞かせ。出入り自由な環境ですので、気軽に体験したい人にもぴったりです。

「おはなし会」は、絵本の読み聞かせ・紙芝居などのほか、本館では、ちょっとした工作の時間もあります。おはなしの部屋で行いますので、「おはなしタイム」よりもおはなしの世界にどっぷりとはまることができます。

字を読める子どもでも、誰かに読んでもらうおはなしは、ひときわ楽しいもの。ぜひ一度、おはなし会に来てみませんか。詳しい日程はお知らせ版8ページをご覧ください。

くりちゃんブック大賞

「最近忙しくてなかなか本が手にとれない」「本よりスマホが楽しい」…。そんな中高生が本を手にとってくれるキッカケになってくれればと、図書館では、「中高生紙上バトル くりちゃんブック大賞」を実施しています。中高生からお薦め本の紹介を募集して館内に掲示し、皆さんの投票に

よってグランプリを決めるこの企画、昨年度に引き続き2回目となった本年度は、56点の応募がありました。応募できるのは中高生限定ですが、それ以外の年代の人も、投票に参加したり、紹介を見て気になった本を読むなど、思い思いに楽しんでいただいたようです。

くりちゃんブック大賞の受賞結果や応募作品は冊子にまとめていますので、図書館にお越しの際は、ぜひご覧ください。



本年度の表彰式。グランプリは、ペンネーム 総仁さん（栗東中）でした。

facebook での発信

テーマ展示の案内、おはなし会など旬のイベント情報を栗東市の公式facebookでタイムリーに案内しています。

本に関わる積極的な情報発信により、本の楽しさを広めています。



問合せ…図書館

☎ 553-5700 FAX 554-0792

西図書館

☎ 554-2401 FAX 554-2501

「ほっと栗東」で栗東の鍋給食を紹介



BBCびわ湖放送 地上波広報番組「ほっと栗東」の平成27年度第4回目の放送内容は、栗東ならではの学校給食「お鍋」です。

25年間続く伝統メニュー「ほのぼの鍋」を中心に、「おでん鍋給食」など、子どもたちに大人

気の給食メニューから、本市の食育の取組みを紹介。給食の野菜生産者や調理員の思い、食育授業、給食を食べる子どもたちの笑顔などをお届けします。ぜひご覧ください。

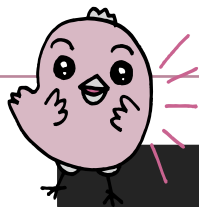
●放送日時…2月20日(土) 18:05～18:10

再放送…2月27日(土) 18:05～18:10

※番組終了後は、市ホームページでも動画配信。

問合せ…広報課 広報・広聴係

☎ 551-0641 FAX 554-1123



子育て情報

～目で楽しむ食事～



食品は、働きによって3つのグループに分けることができます。身体のエネルギー源になるのは、ご飯・パン・麺類などの「炭水化物のグループ」。身体をつくるのは、肉・魚・大豆製品・乳製品などの「たんぱく質のグループ」。身体の調子を整えるのは、野菜・果物などの「ビタミン・ミネラル類のグループ」です。これらを料理した場合、炭水化物は白・黄・茶色のものが多く、たんぱく質は白・黄色のものもありますが、茶・黒っぽい色のものが多いです。ビタミン・ミネラル類は緑・白・赤・黄色と色とりどりなものがあります。

ハンバーグや唐揚げなど、子どもの好きな料理を用意すると、「たんぱく質のグループ」が多くなりがちだと思います。色も茶色や黒っぽいものが多く、そればかりだとあまり美味しそうではありませんよね。たんぱく質に限らず、同じ色の食品や料理ばかりだと彩りが悪くなりますし、摂取する栄養素も偏ってしまいがちです。

子どもにとっては、好きなものを食べる方が食が進むかもしれません。これに対してお母さんは、好きなものを食べさせてあげたいという思いと同時に、栄養バランスについても大切だと考えていると思います。色鮮やかな食事は、子どもが視覚面から食に興味を持ち、きれいだな、美味しそうだな、食べてみたいと感じるきっかけになります。また、3つの食品グループを知った上で彩りに気を配ることは、栄養バランスを意識した食事を用意することにつながります。

舌で味わうだけでなく、目で味わうということも食事の楽しみ方です。子どもに食事の楽しさを伝える一つの方法として、「食事の彩り」を意識してみてくださいはいかがでしょうか。

問合せ…健康増進課 母子保健係
☎ 554-6100 FAX 554-6101

～滋賀県地球温暖化防止活動推進員募集～

家庭・地域での地球温暖化防止の取り組みを広げるため、県内各地域の学校や自治会などで、ボランティアとして地球温暖化防止に向けた普及啓発活動に取り組む「地球温暖化防止活動推進員」を募集します。

- 応募要件…地球温暖化防止活動の推進に熱意と識見を持ち、普及啓発活動ができる、満18歳以上の人。
- 募集期間…2月15日(月)まで
- 委嘱期間…平成28年4月1日～平成30年3月31日(2年間)
- 応募方法…所定の応募用紙に必要事項を記入し、滋賀県庁温暖化対策課に提出してください。

問合せ・申込み…

〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
滋賀県琵琶湖環境部 温暖化対策課
☎528-3494 FAX 528-4844
E-mail:ondan@pref.shiga.lg.jp

草津警察署安全伝言板



特殊詐欺に気を付けましょう！

対面することなく、不特定多数から現金などをだまし取る特殊詐欺。そのほとんどは、突然の電話から始まります。犯人は、巧みな話術で語りかけてきますので、思わず話に聞き入り、だまされてしまうケースがほとんどです。

マイナンバー制度や臨時福祉給付金を悪用した被害も発生しています。被害に遭わないため、次のことに気を付けてください。

- ①留守番電話機能や番号表示を設定し相手を確認してから対応しましょう。
- ②怪しい電話は直ぐに切って家族や警察に相談しましょう。
- ③見知らぬ人の電話や金銭や通帳を要求されたら詐欺を疑いましょう。
- ④「電話を持ってATMへ」「急がないと受け取れません」は詐欺です。
- ⑤悪質巧妙な手口が増えています。人ごとと思わずに撃退方法を検討してください。

問合せ…草津警察署 生活安全課
☎ 563-0110 FAX 563-0116